

2020年12月16日

全国信用組合中央協会
会長 渡邊 武 殿

全国金融労働組合連合会
中央執行委員長 中島 康隆

要 請 書

貴職のご活躍に敬意を表しますとともに、日頃のご協力に感謝申し上げます。

金融労連は、10月17日、第15回定期全国大会を書面決議により開催し、2021年度の運動方針等を決定しました。

労働者の生活と権利を守り、地域金融機関が健全で民主的に発展することをめざす立場から、貴協会が下記の事項の実現に向けて努力されるよう要請いたします。

記

1. 12月30日（水）は原則として定時退社とし、12月31日（木）～1月3日（日）は完全休業とするよう会員金融機関に注意喚起すること。また、12月30日の休日化実現を関係当局に働きかけること。
2. 政府は独占禁止法の適用を除外し、金融庁が進める地域金融機関の合併・再編をさらに推し進めようとしていますが、地域性を希薄にし、利用者・労働者に犠牲を強いる安易な合併再編を業界として見直すこと。
3. 日銀の異常なマイナス金利や人口減少、地域経済の破壊など、国の政策への反省・転換がないまま、金融庁が各金融機関に対して「持続可能なビジネスモデル」を求めたことが、利益追求型の営業展開につながり、職場では過大なノルマ追及により、職員が不正をしてでも実績を上げざるを得ない実態が、スルガ銀行などでの不祥事を招く結果となっています。「顧客本位」の金融庁方針の観点からも次のような金融商品の「目標」という名のノルマ販売実態の改善を指導されること。
 - 投資信託・保険商品などの金融リスク商品の販売にあたっては、販売手数料率の高い商品販売に偏重することなく、顧客の商品選択の自由を保障すること。
 - 消費者ローン・カードローンなどの販売にあたっては、適用金利・保証会社・保証料率を明示し、顧客の了解のもとで融資を行うこと。
4. 新たな融資や、返済条件変更の申し込みに対して、引き続き各金融機関が積極的に取り組み、新型コロナウイルスの影響をまともに受け、厳しい経営環境が続く中小企業の経営支援に向けた金融円滑化を図ること。

5. 過度な金利競争を行わないよう、業界内で「自主規制」すること。
6. 2018年4月から義務化された「期間の定めのない」無期雇用契約への転換など、非正規労働者の雇用確保に努めるとともに、「同一労働同一賃金ガイドライン」に基づき、正規雇用者との合理性のない差別の是正を図るよう指導すること。さらに法の趣旨に反して、正規労働者の食事手当等の本給繰り入れや廃止・引き下げをしないよう指導し、すでに行っている企業は是正するよう強く指導すること。
7. 2021年4月1日より施行される「改正高年齢者雇用安定法」にそって、賃金・退職金の引き下げなしの70歳定年制に移行すること。やむを得ず再雇用制度を導入する場合、希望者全員の年金満額支給時までの雇用確保と報酬比例部分の支給開始まで定年時の賃金保障を行なうこと。金融機関の社会的・公共的使命に鑑み、2025年度まで選別基準を認めるような「経過措置」の早期解消を指導すること。
8. 労働者の尊厳と心身両面の健康を破壊するパワーハラスメントなど、職場でのいじめ・人権侵害を根絶すること。特に、企業にパワハラ防止策を義務付ける関連法が2020年6月から適用されたが、業界として率先して、パワハラ加害者への懲戒規定など防止措置を義務付けるよう指導すること。
また休業者に対する丁寧な職場復帰を行なうこと。ストレスチェックの実施にあたっては個人情報保護し、人事考課などに反映させないようにして実効性の確保に努めるよう指導すること。
9. 慢性残業・休日出勤の改善や昼休み・年次有給休暇の完全取得など、総実労働時間の短縮に向け、具体的な施策を進めること。
また、厚生労働省が2017年1月20日に発出した「労働時間の適正な把握のために使用者が講ずべき措置に関するガイドライン」を遵守し、休日や就業時間外の研修、早朝清掃、更衣時間などを労働時間として扱い、適正に労働時間を管理・把握するよう指導し、業界全体から不払い残業をなくすこと。
10. 新型コロナウイルスの感染拡大を防止するための休暇を、特別休暇として有給扱いにするよう指導すること。
11. 改正労基法に則り、36協定締結の際、時間外労働・休日労働は必要最小限にとどめ、時間外労働の上限は原則として月45時間・年360時間以内とし、特別条項を設ける際には、具体的に定める残業の理由について労働組合と真摯に協議し、必要以上の上限を設けないよう指導すること。
また過労死防止のため、勤務終了後、翌日の勤務開始まで最低11時間以上の休息を保障するよう指導すること。
12. 奨学金返済の負担軽減措置を、業界全体の問題として取り組むこと。

以 上